

写

令和7年8月12日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月10日付け石労発0710第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月23日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところ別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の石川県最低賃金（時間額984円）は令和5年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会は、能登半島地震、奥能登豪雨により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、取引環境については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援を国や石川県に対して強く要望する。

また、賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」の着実な実行を通じた企業が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するため、科学技術・イノベーション力の強化、地方経済の高度化等による企業の「稼ぐ力」を高める具体的な施策の実現を強く要望する。

さらに、地域別最低賃金の発効日については、地域ごとに大幅に発効日が異なることによりどのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示すよう、中央最低賃金審議会に対して要望する。

石川県最低賃金

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,054 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 984 円
- (3) 発効日 令和6年10月5日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,255円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和6年10月5日発効の石川県最低賃金の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$984 \text{ 円 (石川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 138,012 \text{ 円}$$

※ 令和7年7月22日付け「令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）」資料2「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給893円で月173.8時間働いた場合の令和5年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

改正審議の経過と要望について

令和7年度の石川県最低賃金の改定については、石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、具体的な引上げ額について意見が一致しなかった。

このため、公益委員において、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、金沢市）は、昨年10月から今年6月までで平均4.0%（全国3.9%）と引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1ヶ月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む消費者物価の上昇が続き、なかでも「食料」（金沢市）は同期間の平均が7.2%（全国6.4%）であること、②賃金については、県内の春季賃上げ妥結状況における引上げ結果に関して昨年を上回っており、厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の継続労働者のみを対象とした第4表③（Bランク）における賃金上昇率も3.4%と昨年を上回る水準の引上げとなっていること、③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益率が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にはあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していること等を総合的に勘案の上、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視するとともに、地域間格差の是正、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨による影響も踏まえ、70円の引上げ額を案として示したものの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙1のとおり結論に達したものである。

審議の過程で労働者側委員は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、春季生活闘争は昨年を上回る賃上げ率（5.04%）となり、賃上げの流れを広く波及させる観点からさらなる引上げ額が必要である旨を主張し、北陸3県における地域間格差の是正につながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側委員は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない中で、中小企業・小規模事業者が賃上げを行うには依然として厳しい状況にあること、また、能登半島地震、奥能登豪雨により未だ少なくない企業が困難な状況にあることを踏まえると全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは経営をより圧迫しかねず慎重な議論が必要であると主張した。

また、使用者側委員は、北陸3県の均衡ある経済発展のためにも、経済情勢を

踏まえながらも、直近では目安額に相当程度の上乗せを行い、まずは地域間格差の是正を図り、その後に持続的な賃上げが可能となる状況を定着させることが将来に向けて重要であると主張した。

審議では、労使双方から、能登半島地震、奥能登豪雨により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。

取引環境については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘があった。

賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」の着実な実行を通じ、企業が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備に取り組むことが必要であるとの指摘や、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するため、科学技術・イノベーション力の強化、地方経済の高度化等による企業の「稼ぐ力」を高める具体的な施策の実行が重要であるとの指摘もあった。

また、地域別最低賃金の発効日については、地域ごとに大幅に発効日が異なることによりどのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかと指摘もあった。

政府におかれては、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。